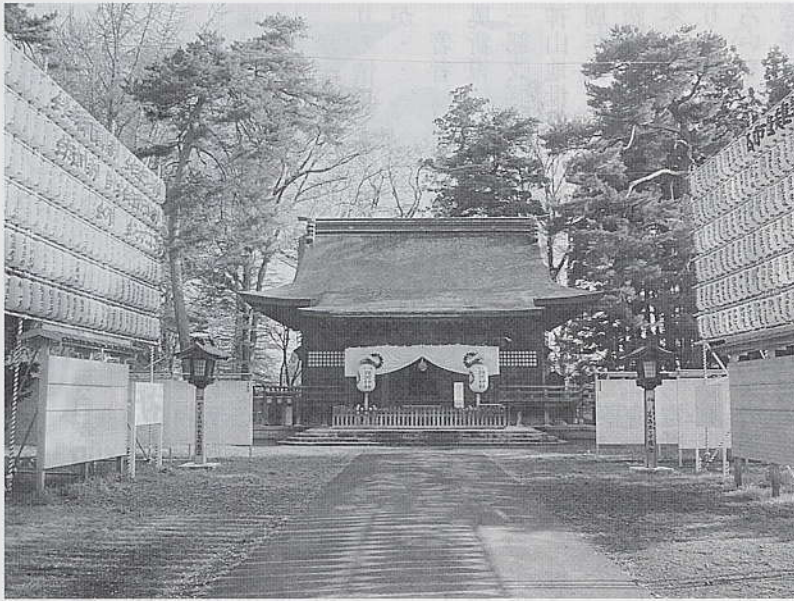


今回は、弘前公園四の丸に鎮座する青森県護国神社について紹介しよう。同社は、1870（明治3）年に、弘前城下に隣接する富田村（現弘前市清水富田周辺の杉林に、弘前藩によっ



弘前公園四の丸に鎮座する青森県護国神社
(2012年5月6日 蔦谷大輔撮影)

39（昭和14）年3月の内務省令によって「護国神社」に改称されたが、それ以前は「招魂社」という名称であった。以下、招魂社で表記を統一する。

さて、このような変遷のなかで、1871（明治4）年9月から73（明治6）年3月にかけては、同社存続の危機であったと考えら

た新たな神社制度が整備された。こうした政治的・宗教的な大変革に巻き込まれる形で、弘前の招魂社は神職の管理が及ばなくなり、荒廃していったようである。

弘前招魂社の危機を救った神職

蔦谷大輔

（県民生活文化課

県史編さんグループ非常勤嘱託員）

れる。71（明治4）年7月に明治政府が布告した廢藩置県により、9月に弘前藩は解体され、県庁移転や合併等を経て青森県が誕生した。これに伴い、旧藩時代の宗教支配体制も解体され、明治政府による国家神道政策（伊勢神宮を頂点とした神社階級の設定や神職の官吏化など）が反映され

た。野の大星場で挙行された最初の招魂祭において祭主と副祭主を務めるなど、招魂祭や招魂社創建にも関与していた。

73（明治6）年3月、青森県は旧藩時代の神職を解体し、翌月には新たな神社制度に基づいて神職（神官）の任命と再配置を行った。長利と小野は、弘前地

のまよ小野正房である。かれらは、明治維新以前は両社家頭として藩内の神職を支配・統制する役目を負っていた。さらに

は、弘前八幡宮神主として現在まで存続している背景には、かれらの尽力があったことを忘れてはならないであろう。

〈お詫びと訂正〉

本誌546号（2013年10月号）掲載の「青森県史の窓97 旧相馬村湯口の覚応院」において、相馬村・岩木町の弘前市との合併の年月日に誤りがございました。訂正してお詫び申し上げます。

誤）2005（平成17）年

3月28日

正）2006（平成18）年

2月27日